The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞スンエ・キム（Sunhye Kim）、ナ・ヤング（Na Young）、ユリム・リー（Yurim Lee）韓国の堕胎禁止への挑戦でリプロダクティブ・ジャスティス運動が果たした役割
Author(s)	管生, 聖子; 塚原, 久美
Citation	大阪大学教育学年報. 2021, 26, p. 75-85
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79119
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

韓国の堕胎禁止への挑戦で リプロダクティブ・ジャスティス運動が果たした役割

スンエ・キム（Sunhye Kim）、ナ・ヤング（Na Young）、ユリム・リー（Yurim Lee）

（翻訳　管　生　聖　子　　塚　原　久　美）

（December 2019 Voulme 21 Number 2, Health and Human Rights Journal）

要約

本論文は、人工妊娠中絶（以下、中絶）に関連する諸問題が韓国政府の人口調整政策によっていかに歴史的に影響を受けてきたか、また韓国の現代のリプロダクティブ・ジャスティス運動がいかに社会変革に寄与したかを調べたものである。2019年４月11日、韓国の憲法裁判所は中絶禁止が違憲であると判決を下した。これにより、韓国議会は2020年12月31日までに制定66年になる反中絶法（堕胎禁止法）を改訂しなければならなくなった。この歴史的な判決は、韓国の数多くのフェミニスト団体、医師たちの組織、障害者権利グループ、若きアクティビストたち、宗教団体が力を結集し2017年に立ち上げたジョイント・アクション・フォー・リプロダクティブ・ジャスティスのためのジョイント・アクション（Joint Action for Reproductive Justice, 以下Joint Action）の運動と密接に関連していた。本論文では、韓国におけるリプロダクティブ・ジャスティス運動の重要な鍵を握っているJoint Actionの運動と活動について論じる。Joint Actionは、障害をもつ女性たちの団体から始まった活動で、ひとたび力を結集してからは、中絶をプロチョイス対プロライフの二項対立を超えた社会正義の問題とする枠組みで捉えることで集合的に活動してきた。本論では、Joint Actionの構成や戦略、主要課題に注目することで、韓国における中絶を脱犯罪化した2019年の憲法裁判所の判決にJoint Actionがいかに影響し、いかにして裁判所が個々人の生殖の健康と権利の保障は国家の責任であるとの判断に至ったかを分析する。

はじめに

2019年４月11日、韓国の憲法裁判所は、中絶の禁止は違憲であると判決を下した。その結果、韓国の議会は、66年前の反中絶法（刑法堕胎罪）を2020年12月31日までに改正しなければならなくなった。この歴史的判決は、2017年にJoint Action[1]として一致団結した韓国の数多くのフェミニスト団体、医師組織、障害者グループ、若きアクティビストたち、宗教団体の運動の賜物である。Joint Actionの目標は、中絶の犯罪化により女性の健康と生活を脅かしている法を変革することであったが、Joint Actionの主な目標の一つはプロチョイス対プロライフという枠組みそのものに挑戦することであった。さらに、Joint Actionは女性が子どもを産むか産まないか自由に選択できる権利を守るだけでなく、韓国政府が社会正義の問題として国民の性と生殖の健康と権利の増進に責任があることを強調したのである。

韓国には中絶規制法がある[2]。韓国女性の権利運動は、家族法改正（2005年）、ジェンダー平等法（1999年）、反性暴力法（1994年）などこれまでにいくつもの重要な社会変革を成し遂げてきたが、2010年になるまで中絶問題はフェミニストにとっての緊急課題とはみなされてこなかった。それは、この国の1953年の堕胎罪が1960～2000年代半ばまでほとんど執行されてこなかったためである[3]。1960～1980年代にかけ政府によって

進められた強硬な人口抑制策の下で、中絶、避妊、不妊手術は国家全体の出生率を引き下げるため広く奨励され、障害をもつ女性をはじめとする一部国民に強制的に用いられることさえあった[4]。この時期韓国政府は全国に家族計画診療所を設置し月経調節の名のもと中絶サービスを提供し、子どもの数を２人未満に調整した家族に対して公共住宅や健康保険の優遇策など強いインセンティブを提供した[5]。中絶は最近まで（法律上は違法だったが）広く許容され韓国の主流のフェミニスト運動は中絶の権利に注目してこなかった。しかし、中絶はアクセスできても実際の中絶には今でも問題があり、生殖に関する制度はしっかり階層化されていた[6]。たとえば、障害をもつ人々やシングル・マザー、貧しい母親はしばしば強制堕胎の対象とされた。それ以上に、中絶の社会的スティグマはなおも強烈だった。そのため、数多くの韓国女性が生涯のどこかで中絶を経験していながら、それが公に論じられることはめったになかった[7]。

だが、韓国政府が中絶禁止に乗り出した2000年代半ば以降、中絶はついに社会問題として浮上した。刑法堕胎罪（269条と270条）のために、自らの妊娠を終わらせることを望んだ大勢の女性たちが、違法の堕胎による社会的スティグマと、危険な中絶による健康上のリスクに苦しめられてきた。この状況下で、憲法裁判所は2012年と2019年の二度に渡り刑法堕胎罪の判決を下した。2012年の憲法裁判所の判決では現行の堕胎罪規定は合憲だとされたが、2019年の判決でその判断は覆されることになり、この変化に関してJoint Actionは重要な役割を果たした。韓国の女性の権利運動の歴史において、中絶合法化の努力は韓国初の民衆を巻き込んだ一大運動となり、中絶の権利を含む女性の生殖の権利と健康の問題を前面に打ち出した。加えて、中絶問題は未婚女性の性に関する態度や行動に付与された強烈なスティグマのために、韓国の一般人の間でめったに論じられないテーマだったので、憲法裁判所が中絶禁止を違憲とする判決を出すようなことは、リプロダクティブ・ジャスティス運動の努力なしには決して実現していなかったということを本論では論じていく。すなわち、いかにしてリプロダクティブ・ジャスティスの運動が、性と生殖に関わる問題を韓国における国民全体政治的な課題として取り上げることに成功し、究極的に韓国における法改正を達成できたのかを検証することは重要である。Joint Actionを構成していた組織や戦略、主要課題に焦点を絞ることで、本論ではJoint Actionによって創出された韓国のリプロダクティブ・ジャスティス運動のための新たな言説と方向性を検証する。

韓国の中絶小史

人口調整と中絶の時代（1960年代－2005年）

1953年以来、刑法（269条と270条）はいかなる理由の中絶も厳しく禁じてきた。一方、1960～1980年代までの韓国の人口政策の主な目標は、国が経済発展のための支援を海外から得られるようにするために合計特殊出生率を抑制することであった[8]。この時代の人口抑制主義の下、中絶は広く行われ、政府により奨励されていた。大勢の女性が、家族計画クリニックで中絶や不妊手術を容易に利用できた。そのため、韓国の合計特殊出生率は1960年代の6.0から1970年代には4.5、1980年代には2.8、さらに1990年代には1.6にまで減少し、最も成功を収めた人口抑制策の実例だと評価されるようになった[9]。1989～2009年までに韓国で行われた中絶数は年間3000万～5000万件と推定されていたが、同時期の堕胎罪による起訴件数は年平均5.6件にすぎず、政府が堕胎罪を一部にしか適用していなかったことが分かる[10]。この間、韓国では通常中絶規制は行われていなかったが、それでも中絶は女性にとって容易に受けられるものではなかった。なぜなら中絶を受ける女性は男性パートナーから許可を得なければならなかったし、中絶は厳密には違法であったため、最良の医療サービスや情報を常に利用できるわけでもなかった。

中絶犯罪化時代（2005年－2012年）

2005年に合計特殊出生率が当時の世界最低の1.08まで落ち込んだ時に韓国の人口政策は劇的に変化した[11]。2005年、この出生率を引き上げるために韓国政府は「高齢化社会における低出生率に関する枠組法」を通過させ堕胎罪の施行を復活させ「違法堕胎予防のマスタープラン」を打ち立てた[12]。さらに、保健福祉部長官のJae Hee Chunは、政府が人口増を促進するために堕胎防止政策を採択することを明らかにし、中絶率を半減すれば国の合計特殊出生率は倍増すると説明した[13]。この政策転換の中、2009年にはプロライフ医師協会が結成され、最初の政治行動として中絶を行っている産婦人科クリニックを警察に通報し始めた。前代未聞の反中絶キャンペーンは女性たちに直に影響を及ぼした。この時期に望まない妊娠をした女性たちは、摘発されるリスクを承知で引き受けてくれる医師が国内で見つからず、海外へ行って中絶を受けねばならないこともしばしばだった。国内での反中絶キャンペーンに対抗するため、2010年に妊娠と分娩を決定する女性の権利ネットワーク（the Network for Women's Right to Decide Pregnancy and delivery以下「ネットワーク」）が組織され、その傘下にはフェミニスト団体、社会正義を求める団体、労働組合、その他先進的なグループが結集した[14]。ネットワークは従来の刑法堕胎罪に挑戦するために初めて集合的に声を上げたが、プロライフ医師協会の言説を支配していたプロチョイス対プロライフという誤った二項対立を払しょくすることはできなかった。さらに、ネットワーク内で意見の対立があった課題の一つは、母子保健法14条の合法的中絶の範囲（14条は堕胎禁止の例外として、強姦や近親姦ならびに優生的理由による場合を定めていた）を広げ社会経済的事由を含めるかどうかだった[15]。しかし、この課題についてネットワークは合意に達っすることができなかった。この条項に反対する人々は、刑法堕胎罪を否定しないまま社会経済的な理由を母子保健法の合法的中絶の事由に含めてしまうのは、障害のある女性や貧しい女性は子どもを持つべきでないという韓国内にすでに存在している偏見を強めるばかりだと論じたのである。

一方、2010年に刑法堕胎罪に関する初めての憲法裁判所の審議が始まった。中絶を行ったことで訴えられたある助産師が、堕胎罪を見直すよう憲法裁判所に上訴したためである。2012年、憲法裁判所は、堕胎罪は合憲であるとの判決を下した。判決文では「胎児の生命への権利は公共の関心事」である一方、「女性の中絶を選ぶ権利は個人の関心事」として、「女性の権利は胎児の権利より優先されえない」と結論した[16]。この判決後、2012年11月に10代の少女が中絶手術の合併症で死亡した。中絶手術がうまくいかなかった時に、医師が患者を病院に搬送しなかった―搬送していたら少女の命は救われていたかもしれなかった―のは、違法の堕胎に手を染めたとして起訴されるのを恐れたためだった[17]。結局、その医師は中絶手術を手掛けたことで禁固一年に命じられた[18]。この事件で中絶禁止がいかに女性の生命を脅かすかが明らかになったにも関わらず、韓国政府やプロライフ団体は、この事件をもっぱら中絶手術の危険性を示す事例として取り上げ、ネットワークは社会的にも政治的にも何らかの影響を及ぼせるような反論ができなかった。

現在の中絶脱犯罪化運動の時代（2016年－2019年）

韓国の中絶禁止を合憲とした2012年の憲法裁判所の判決以降、ネットワークのアクティビストらは、事態を打開する道を見つけられず弱体化していった。しかし３年後の2015年、中絶問題は再びフェミニストたちのあいだに浮上してきた。「Women with Disabilities Empathy（以下「WDM」）」という組織が、「障害をもつ女性のための新たな生殖に関する権利のパラダイムを作るためのプランニング・グループ（Planning Group to Make a New Paradigm for Reproductive Rights for Women with Disabilities以下「プランニング・グループ」）」を開始したのである[19]。彼女たちは韓国における中絶の犯罪化の歴史と言説、文脈を検証し、障害をもつ女性たちの中絶の経験談を収集した。彼女たちはそうした活動に関与することで、障害をもつ女

性たちが経験した強制不妊や強制中絶の事実を承認し、世に問うことのないまま中絶の権利だけ達成しても韓国の女性の生殖に関する権利は保障されないと気付いたのである。

その認識に立ち、再び中絶の脱犯罪化のため組織を作り始めた時に、WDMのアクティビストたちは、リプロダクティブ・ジャスティスの枠組みを用いた連合体を作る必要性に気づかされた。リプロダクティブ・ジャスティスの言説の多くは、西欧の非白人女性たちの経験から育ってきた[20]。とりわけ、アメリカにおいては、ネイティブ・アメリカンやアフリカ系アメリカ人、プエルトリコ系アメリカ人、生活保護を受ける女性など社会の周辺に押しやられてきた人々に強制不妊が行われてきた歴史の認識から育ってきた[21]。韓国の文脈においても、障害をもつ女性は歴史的にずっと強制不妊の主なターゲットにされてきた。このように、韓国では人種と民族性は生殖に関する権利の議論の中心的課題ではなかったが、WDMの努力で、障害をもつ女性のリプロダクティブ・ジャスティスの問題は重要課題になったのである。

韓国の生殖に関する健康と権利を達成するための努力を拡大するべく、プランニング・グループは2016年に組織を再編し「性と生殖の権利フォーラム（Sexual and Reproductive Rights Forum 以下「フォーラム」）」と名前を変えた。フォーラムはWDM、Network for Glocal Activism（以下、NGA）、健康・社会変革センター（the Center for Health and Social Change）、公益と人権のための韓国弁護士会（Korean Lawyers for Public Interest and Human Rights）、個人の研究者で構成されている[22]。フォーラムは韓国政府が歴史的に妊婦の権利や胎児の生命を保護してこなかったことを暴くことで、生殖に関する権利の運動に新たな言説とパラダイムを提供する重要なワーキング・グループになった。加えて、彼女らはいくつものイベントを行い、新聞記事を書き、声明を出し、今起きている中絶問題に関わる本などを発行した。これらの作業を通じ、フォーラムは2012年の韓国の刑法堕胎罪に対する挑戦が失敗したのは中絶問題が女性の選択と潜在的人間生命を対立させる枠組みで捉えられていたためで、この枠組みを取り払わない限り、もう一度裁判を行っても判決を覆すのは困難だと指摘した。そこで、彼女たちは自らの議論において政府対女性という新たな枠組みを打ち出した。フォーラムの主要な論点は、政府は歴史的に女性の身体と生殖能力を制御し出生率を増減させてきたが、女性の選択も人間生命の保護も行ってこなかったというものであった。

一方、2016年９月に韓国の保健福祉部が外科的中絶を「非倫理的」な医療行為とし、妊娠を終わらせるのを手伝った医師への罰則を強化するように医療サービス法を修正すると発表し、大々的な抗議活動の引き金を引いた[23]。中絶と中絶提供者に対する刑罰の強化を狙った政府の努力は人々を激怒させ、中絶の脱犯罪化を求める韓国初の大々的な抗議活動が行われることになった[24]。初めてのデモは2016年10月15日に行われた。その２日後、フォーラムは他の女性の権利機関や社会正義を求める団体と共に記者会見を開いた[25]。フォーラムのメンバーはこの記者会見の最中、「真の問題は中絶の犯罪化だ」「中絶が犯罪なら、犯罪者は国家だ」などと叫んだ。記者会見でこう表明することを通じ、フォーラムのメンバーたちが指摘したのは、政府には現にあるリプロダクティブ・インジャスティス（生殖にまつわる不公正）を正す責務があり、そこには妊娠を終わらせる権利又は婚姻状況や性的指向、能力、社会経済的状態に関わらず子どもをもつ権利も含まれるということだった。この最初の大衆抗議活動に続いて、国内各地でいくつものデモが行われ、その多くはSNSで呼びかけられたものだった[26]。同じころ、ポーランドでも「ブラック・プロテスト」と呼ばれる大々的な抗議デモが行われ、デモ参加者たちはポーランド政府による中絶禁止法に反対する声を上げていた。ブラック・プロテストの映像はSNSを通じて韓国人のあいだでも流通していたため、「フォーラム」や他のフェミニスト・グループの女性たちは、医療法改訂が予告された後に行った最初のデモで「ブラック・プロテスト・コリア」と名乗りを上げた。

刑法堕胎罪の撤廃が韓国のフェミニストの緊急課題になったことで、「フォーラム」は最大規模の運動を

展開するために新たな連帯組織「リプロダクティブ・ジャスティスのためのジョイント・アクション（Joint Action）」を結成することを提案した。2017年にJoint Actionが結成された時の参加団体は次のとおりである：健康・社会変革センター（the Center for Health and Social Change）、フェミダンダン（Femidangdang）、フェミモンスターズ（Femimonsters）、燃えるフェミニスト・アクション（Flaming Feminist Action）、韓国性暴力救援センター（Korea Sexual Violence Relief Center）、韓国女性協会ユナイテッド（Korean Women's Association United）、韓国女性ホットライン（Korea Women's Hotline）、グローカル・アクティビズムのためのネットワーク（Network for Glocal Activism）、性と生殖の権利フォーラム（Sexual and Reproductive Rights Forum）、WDM、ウィミンリンク（Womenlink）である。2017年９月28日の国際セーフ・アボーション・デイのイベントで、Joint Actionは正式に結成された[27]。韓国で中絶をめぐる覇権主義的な言説は、それまでは若く異性愛者でシスジェンダーであり障害のない女性ばかりに注目してきたため、Joint Actionは結成記念式典に多種多様な人々を招くことを望み、少女たちからHIV/エイズと共に生きている女性、障害をもつ女性、クイアやトランスジェンダーの女性、セックスワーカーなど、幅広い女性グループによって、中絶や出産に関わる数多くの多様な物語が共有された[28]。それに加えて、彼女たちが狙っていたのは中絶問題の歴史的な文脈や共通項を暴くことであり、そうすることで、リプロダクティブ・フリーダムという狭い概念に留まらず、むしろ社会的公正の問題として中絶の脱犯罪化を打ち立てることを意図していた。このように言説の幅を広げようとしたことで、進歩主義的で社会的公正を求める様々な諸団体がJoint Actionに引き付けられ、韓国における生殖に関する権利の問題について協働するようになった。たとえば、2012年の「妊娠と出産を決定する女性の権利のためのネットワーク」には韓国労働組合連合の女性部のみが参加していたが、2017年のJoint Actionでは、中絶は労働権の問題から切り離せないと合意することで韓国労働組合連合そのものがメンバーになりJoint Actionは中絶をめぐる社会不公正を強調した。2019年７月の時点で、以下の組織がJoint Actionのメンバーに名を連ねていた：健康と権利のための韓国医師会（the Association of Korea doctors for Health Rights）、反売春と人権のためのE-LOOMアクション（E-LOOM Action for Anti-Prostitution and Human Rights）、緑の党コリア（Green Party Korea）、韓国労働者連盟（Korean Confederation of Trade Unions）、韓国労働党（Korean Labor Party）、韓国女性の環境ネットワーク（Korean Women's Environmental Network）、社会的進歩のための人民連帯組織（People's Solidarity for Social Progress）、人権のためのサランバング・グループ（Sarangbang Group for Huaman Rights）、社会主義革命的労働者党（Socialist Revolutionary Workers'Party）、スチューデント・マーチ（Student March）、タクティーナエリ（Tacteennaeil (ECPAT Korea)）、人道主義のための医師協会（the Association of Physicians for Humanism）。韓国のあらゆる進歩主義的な主要組織を一まとめにしたことで、Joint Actionは韓国での共通のリプロダクティブ・ジャスティスの方向性を構築しようと努力した。

2017年の設立直後から、Joint Actionは連合体として完璧に機能し韓国のリプロダクティブ・ジャスティス達成の最初の一歩として刑法堕胎罪の撤廃を目指した。彼女らの戦略は主に次の二つである：１）中絶を脱犯罪化するため憲法裁判所に上告する、２）一般の人々のあいだに生殖に関する権利への支持を取りつける。2012年の社会政治的環境と対照的に世論は中絶の権利に関して好意的であったため彼女らは今度こそ前進できると信じていた。朴槿恵弾劾後、2017年に韓国民主党文在寅が大統領に選ばれ、その年９月に匿名市民が同政権のオンライン全国請願システムに、中絶の脱犯罪化の全国請願書を貼り付けた。この請願に中絶禁止をやめるべきと信じた韓国市民から23万票の署名が寄せられた[29]。毎日約1000通もの請願書と通算20万票を超える署名が集まったのは、現行の堕胎罪に反対する世論の現れだった。

Joint Actionメンバーだった弁護士らは憲法裁判所での訴訟に向けて弁護団を結成した。もともと、この

裁判は中絶を行ったことで起訴された医師が上告したものであったため、当初は医師が行う中絶に対する刑法の規制（270条）に焦点が当てられていた。Joint Actionの弁護士やアクティビストらはこの医師とコンタクトを取り、この事件を公益訴訟として進めることで合意し訴訟の焦点を中絶を禁止している刑法堕胎罪（269条）に移した[30]。この訴訟のために2018年５月24日に公聴会が行われた[31]。弁護団は公聴会に向け171頁もの申立書を書き、その準備と執筆過程でJoint Actionのメンバーらは協力し合い、様々なグループの女性の経験をシェアして申立書に盛り込むなど積極的に関わった[32]。

同時に、Joint Actionは憲法裁判所に準備書面を提出するために、政党や政府の大臣たち、アクティビストのグループなどへのロビー活動を行った。そのため、ジェンダー平等家族部や韓国全国人権委員会、緑の党コリアは、中絶の権利を含む女性の権利を保護するために政府は既存の刑法堕胎罪を修正すべきだとする準備書面を提出した[33]。これは2012年の憲法裁判所の見直しの際に、保健福祉部はこの見直しについて何ら法的な意見はないと述べ、ジェンダー平等家族部でさえも全く意見を表明していなかったのに比べると大きな変化だった。さらに、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、反中絶法は国際的な人権規範や基準に基づく国民の生活をいかに侵害しているかを述べる準備書面を提出した。法律や慣行におけるあらゆる形態の女性に対する差別の問題に取り組んでいる国連のワーキング・グループ（WGDAW）とグローバル・ドクターズ・フォー・チョイス（GDC）も、憲法裁判所に準備書面を提出した。

この裁判に人々の意識を向けさせ刑法堕胎罪の撤廃を支持する世論を形成するために、憲法裁判所がこの事件を取り上げている期間中、Joint Actionは大規模デモを複数回行い、裁判所前に常時一人デモを実行し、署名運動を行い、オープン・フォーラムを開き、さらにはいくつもテレビ討論会に参加した[34]。法律に関する世論は憲法裁判所の判断に間接的に影響するため、Joint Actionはこの問題に対する人々の意識を継続させるよう努力した。その一環で、Joint Actionはテレメディシンを通じて自己管理中絶の利用を提供している団体ウィミン・オン・ウェブ（WoW）の創設者で代表のレベッカ・ゴンパーツを招き2018年７月に韓国議会で開いたフォーラムでスピーチをしてもらい、一方で中絶薬を使って安全なメディカル・アボーションの実行を呼びかける活動も行った[35]。このイベント後、Joint Actionは中絶禁止に抗議するためソウルの光化門広場で約5000人と77のアクティビスト団体が参加した大規模デモを行った[36]。間もない2018年８月８日、Joint Actionはアルゼンチンで中絶合法化キャンペーン運動をくり広げている＃ABORTO_LEGALを支援するためアルゼンチン大使館の正面で記者会見を開いた。こうした比較的伝統的な抗議活動と並行し、Joint Actionは2018年の国際セーフ・アボーション・デイを記念し多くのメッセージを世界に発信し、国内および海外からの指示を取り付けるという新しい活動も行った[37]。

一方、刑法堕胎罪撤廃に向けての政府対応は未だ生ぬるいものではあったが、文在寅大統領の民主党政権は、保守的な朴槿恵元大統領の政権下の2012年に比べ、この問題により好意的に対応すると見られていた。政府は刑法堕胎罪の撤廃に関する国連人権委員会からの勧告を受け入れるつもりはないと発表していたが、2018年３月の国連人権委員会による普遍的・定期的審査（UPR）の期間中の中絶の権利運動に、政権交代は有利に働いた[38]。Joint Actionによるデモが続く中、議会は2018年10月に３人の新しい憲法裁判所判事を指名した。退職判事に代りこれら新判事らが就任し、憲法裁判所は憲法に関わる判決を行う必要条件が整った（韓国法制度では、憲法裁判所で判決を下すため９人の判事が必要）。新しい判事らは進歩主義的と見られていたので多くの人々がこの判事らなら刑法堕胎罪に違憲判決を下すと予測していた[39]。

判決の日が近づく2019年３月、Joint Actionは大規模な抗議デモを行い、政府に対する要求内容を国民に知らしめようとした:１）安全な妊娠中絶のため中絶を全面的に合法化する、２）包括的性教育を拡張し避妊にアクセスできるようにする、３）母子保健法の優生条項を全面改訂する、４）スティグマや差別のない

生殖に関する権利を保障する、である[40]。ついに2019年４月11日、憲法裁判所は現行の中絶禁止は違憲とする判断を下した。2012年の憲法裁判所の判断を覆せたのには、政治的環境変化、世論の変化、革新派寄りの判事、韓国の中絶に対する宗教団体の影響力低下など複数の要因があった。Joint Actionは、人々を組織化し、情報を共有し、韓国のリプロダクティブ・ジャスティスを実現する方向に向かうよう政治家を説得し、一連の変化を推進するために中心的な役割を果たしたのである。

韓国の中絶禁止に対する憲法裁判所の判決の意義

2019年４月11日、韓国の憲法裁判所は刑法269条と270条は違憲であると判決を下した[41]。韓国法制度で違憲判決には「完全違憲」及び「憲法不一致」の二種類がある[42]。ある法律が完全違憲と裁定されるためには、判事の大多数（９人中６人）がその法が違憲であると認定しなければならない。その場合、当該法律は即刻有効性を失う。しかしながら、269条と270条については９人中４人が憲法不一致、３人が違憲、２人が合憲との判断であったため、これらの条項は憲法不一致と裁定された。つまり、憲法不一致であるということは、同法が指定された期間内（この場合2020年の12月末まで）は有効であることを意味する。その期限までに国会が新たな法律を制定しなければ、現行刑法堕胎罪は2020年12月を過ぎれば失効する。当面、刑法堕胎罪は2020年12月31日まで法律上有効であるものの最高検察庁は2019年６月に憲法裁判所により女性が自らの妊娠を終わらせる権利があると明示されたので、中絶に関わる起訴を取りやめると発表した[43]。

裁判所の判決は韓国の中絶に関する新たな言説や新しい方針策定の参照点として用いられるため、裁判所の判決の意味合いは慎重な検討を要する。第一に、憲法裁判所は子を産むか産まないかを決定する女性の権利は憲法によって保障されること、それが女性の健康や生命に重要な影響を及ぼすことを認めた。裁判所は、自己決定には女性が自らの尊厳に基づき自らの生活圏を自律的に形成する権利、その女性が妊娠している場合に継続するかどうか決定する権利も含まれることを明らかにした。判事らは、人間は他者の価値観や目的、法的利益の道具として扱われるべきではないことを強調した。これらのコメントから、判事らが判決文を作成する際に韓国の人口調整政策の歴史的文脈を参照したことが伺われる[44]。

第二に、判事たちは、女性の妊娠を終わらせるという決定は真空の中で行われるわけではなく、その女性の社会的、経済的および家族の状況に深く関わると述べた。判事たちは、女性にとって子どもを産み育てることは、身体的、精神的、感情的な不断の努力が20年近くに渡って要求されることであり、自らの行う育児に影響を及ぼす多様で幅広い社会的および経済的状況に女性たちは直面させられることを認めたのである。こうした負担と困難は、ジェンダーによる偏見や家父長制的文化、貧困な育児環境などの社会的問題によってさらに悪化しうる。それ以上に、中絶を禁止することは中絶数の削減に無効であるばかりか、むしろ女性たちの健康や人生に有害であることが証明されたと述べた。つまり、判事たちによれば、中絶の全面禁止では女性の生命と健康を十分に守れなかったとされた[45]。

第三に、憲法裁判所は政府の義務を強調した。判事らは、妊娠した女性と胎児の独特な関係性に言及し、両者は互いに独立していながら互いに依存しあっていると述べた。判事らは、生命と人権の保護という目標を達成するために政府が取りうるより望ましく有効な手段として、誠実に性教育を実施、強化し、カウンセリング等の対策を取り、妊娠した女性や子どもたちへの社会福祉的支援を提供して、出産や育児を阻害している様々な制度的および社会構造的な困難を解決していくべきだとの意見まで述べたのである[46]。

憲法裁判所のこれらの判断で、妊娠した女性の自己決定より胎児生命を単に優先するのではなく、中絶の必要性を実質的に減らし胎児生命を保護しながら女性の自己決定権を保障することを立法者は求められた。

2019年と2012年の判決の重要な違いの一つは、裁判所が中絶問題を女性と胎児間の対立として捉えなかったことである。2012年の判決は胎児生命の価値を女性の選択権より重視する判断が下されたが、2019年の判決は女性の生殖に関する権利と生命に対する政府の責任に重点が置かれた。この裁判所の判決は、弁護団陳述書やJoint Action公表のリプロダクティブ・ジャスティスの主な争点を反映していたのである。

結論

韓国の刑法堕胎罪の撤廃を目指した最近のリプロダクティブ・ジャスティス・キャンペーンの主要スローガンは「もし中絶が罪なら、国家こそが罪人」であった。Joint Actionの行動や活動により集合的に示されたリプロダクティブ・ジャスティス運動は、中絶ケアによって女性を犯罪者にすることを狙った観念のまやかしをはぎ取り、政府側に韓国の生殖に関する権利を支持・推進させる責務があると位置付けたのである。2016年以来、リプロダクティブ・ジャスティス運動は、階級、性自認、性的指向、婚姻の有無にかかわらず、すべての人の現実的な性と生殖の健康と権利を促進するような根本的な社会変革を唱道することで、戦略的にリプロダクティブ・ジャスティスに焦点を合わせ、刑法堕胎罪撤廃に努力を注いできた。さらに進んで、Joint Actionは国民に韓国の中絶法は「ライフ対チョイス」の問題ではなく、政府や社会の道具の問題であり、そうした道具は 1)生殖に関する権利をコントロールすることを国家に許し、その結果究極的には国家が最も価値があるとみなしている生命を選抜することも許してきたのであり、同時に 2)女性の性や行動を制限してきたことを示した。生殖の問題に関わる言説を変化させることで、運動側は国家に対する法的闘争でより強い地位を獲得し、他の人権にかかわる機関やグループとの結束も固めてきた。

憲法裁判所の中絶禁止に対する判決は、韓国のリプロダクティブ・ジャスティス運動の勝利を体現している。しかしながら、リプロダクティブ・ジャスティス運動は今も真の勝利を達成するために続いている。2019年の判決の翌日、Joint Actionは政府や国会が中絶を完全に脱犯罪化することを求める記者会見を行った[47]。さらに彼女たちは、政府がすべての国民の性と生殖の健康と権利を保障する新法を作るよう要求した。憲法裁判所の判決は進歩的なものではあったが、政府や国会議員の側は今も中絶に対して罰と規制で臨むというパラダイムから抜け出てはいない。2019年 4 月の時点で、国会で唯一の進歩的政党である正義党から刑法と母子保健法の修正案が提出されていた[48]。これらの法案では、女性の要請のみで中絶を行えるのは妊娠14週までと制限されている。妊娠14週から22週の女性の場合は、母子保健法で示される現行の例外事項に加えて、社会経済的事由による中絶も追加されていた[49]。妊娠22週以降については、女性の重大な健康上の問題がある場合に限って中絶を認めることが示唆されていた[50]。カナダのみを例外に、中絶について規制が全くない国は存在しないため、韓国の国会議員たちは新たな法制モデルを創り上げていくよりも、たとえばドイツのような他の国々が採用している中絶法規の例を参照し、それに従う傾向がある。こうした状況下で、Joint Actionは中絶を完全に脱犯罪化する法案の準備に取り組むと共に、現実におけるすべての個人の性と生殖の健康と権利が保護されるよう今後も働きかけていく。

1　ジョイント・アクション・フォー・リプロダクティブ・ジャスティスの韓国語の公式名は、Moduleul wihan nagtaejoe pyeji haengdongg（모두를 위한 낙태죄 폐지 공동행동）である。

2　Sexual and Reproductive Rights Forum（編）、Battlegroud: Sexual and reproductive politics around the criminal codes on abortion law in South Korea［戦場：韓国における中絶法に関する堕胎罪規定を巡る性と生殖の政策］（Seoul, South Korea: Humanitas, 2018）

3 H. Yang, “A journal of family law reform in Korea: Tradition, equality, and social change［韓国の家族法改革の記録：伝統、平等、及び社会変革］, J. Korean I., 8（2008）, pp.8-77; S. Kim and K. Kim, The Korean women’s movement and the state: Bargaining for change［韓国の女性運動と国家：変革のための交渉］（London: Routledge, 2014）. U. Kim, “Gender equality legislation in Korea［韓国のジェンダー平等法］,” Asian Journal of Women’s Studies 13/3（2007）, pp.109-131.

4 S. Kim, “Reproductive technologies as population control: How pronatalist policies harm reproductive health in South Korea［人口調整としての生殖テクノロジー：出生奨励策は韓国のリプロダクティブ・ヘルスをいかに害したか］,” Sexual and Reproductive Health Matters 27/2（2019）, pp.1-7.

5 S. Ji, “The Planned Parenthood Fedetation of Korea’s provision of Menstrual Regulation from 1974 to 1990［1974年から1990年までの韓国家族計画協会の月経調節の提供］,” Women’s Studies Review 36/1（2019）, pp.121-158; E. Bae, Human reproduction in the Korean modernity［韓国近代化における人間の生殖］（Seoul: Siganyehang, 2012.）

6 S. Colen, “Like a mother to them: Stratified reproduction and West Indian childcare workers and employers in New York［あたかも母のように：ニューヨークにおける階層化されたリプロダクション及び西インド人育児労働者と雇用主］,” in F.D. Ginsburg, R. Rapp, and R.R. Reiter（編）, Conceiving the new world order: The global politics of reproduction（Univ. of California Press, 1995）.

7 H. Kim et al., “Ingoing-imsin-jungjeol siltae-josa min jonghap-daechaek surip”［妊娠中絶の現状と堕胎防止の解決法の立案に関する報告］（Seoul: The Ministry of Health and Welfare, 2005）.

8 E. Cho, “Self-perception of the non-West and historicism: The Family Planning Program in South Korea［非西洋的歴史相対主義の自己認知: 韓国における家族計画プログラム］,” Society and History 98（2013）, pp.121-153.

9 D.J. Hernandez, Success or failure? Family planning programs in the Third World［成功か失敗か？　第三世界における家族計画プログラム］（Westport, CT: Greenwood Press, 1984）.; E. Bae, “Women’s body and the state family planning programs in Korea: Examining ‘the modern’ in women’s lives through the social history of birth control［韓国の女性の身体と国家家族計画プログラム：出生調整の社会史を通じた女性たちの生活における’近代’を検証する］, ” Society and History 67（2005）, pp.260-299.

10 H. Choi, “Problems with the abortion law and direction for improvement［中絶法の問題と改善の方向性］,” Ewha Journal of Gender and Law 8/3（2016）, pp. 225-258.

11 Korean Statistical Information Service, Total fertility rates［韓国統計情報サービス、合計特殊出生率］（1970-2016）（Daejeon : KOSIS, 2018）. 以下参照：http://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=DT_1B81A21&vw_cd=MT_ZTITLE&list_id=A21_1&seqNo=&lang_mode=ko&language=kor&obj_var_id=&itm_id=&conn_path=E1..

12 Ministry of Health and Welfare, The master plan for the prevention of illegal abortion［保健福祉部、違法堕胎の防止に関するマスタープラン］（Seoul: Ministry of Health and Welfare, 2005）.

13 E. Kim, “Nag-tae ju-in-da-go jeo-chul-san geug-bog-doel-kka?”［中絶率を下げれば出生率は上がるか？］, Sisain（March 23, 2010）. https://www.sisain.co.kr/?mod=news&act=articleView&idxno=6708.

14 The Network for Women’s Right to Decide Pregnancy and Delivery［妊娠と分娩を決定する女性の権利ネットワーク］. 次を参照 https://justice2011.tistory.com/.

15 Mother and Child Health Act, Article 14（Limited Permission for Induced abortion Operations）.［母子保健法14条（中絶手術に関する限定的な許可）］

16 2010Hun-Ba402、2012年8月23日判決。

17 Sexual and Reproductive Rights Forum（編）, Battleground: Sexual and reproductive politics around the criminal codes on abortion law in South Korea［戦場：韓国における中絶法に関する堕胎罪規定を巡る性と生殖の政策］（Seoul South Korea: Humanitas, 2018）, p.115.

18 I. Kim, “mi-seong-nyeon im-sin-bu nag-tae-su-sulhu sa-mang … ui-sa jib-haeng-yu-ye hwag-jeong”［中絶後に10代の妊婦が死亡 … 医師は拘禁刑の執行猶予判決に］,” The Kyunghyang Shinmun（2016年2月24日）. 次を参照 http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=20160224160371&code=940301.

19 E. Kim, Curative violence: Rehabilitating disability, gender, and sexuality in modern Korea［治療的暴力：近代韓国における障害、ジェンダー、セクシュアリティの更生］（Durham, NC: Duke University Press, 2017）.

20 A. Smith, “Beyond pro-choice versus pro-life: Women of color and reproductive justice［プロチョイス対プ

ロライフを超えて：有色女性とリプロダクティブ・ジャスティス］," NWSA Journal 17/1（2005）, pp. 119–140. L. Ross, "Understanding reproductive justice: Transforming the pro-choice movement［リプロダクティブ・ジャスティスを理解する：プロチョイス運動の転換］," Off Our Backs 36/4（2006）, pp. 14–19. R. West, "From choice to reproductive justice: De-constitutionalizing abortion rights［選択からジャスティスへ：中絶権を脱憲法化する］," The Yale Law Journal（2009）, pp. 1394–1432.

21 R. Kranz, Reproductive rights and technology［リプロダクティブ・ライツとテクノロジー］（Facts on File, 2002）.

22 The Sexual and Reproductive Rights Forum［性と生殖の権利フォーラム］. 次を参照：http://srhr.kr/author/reproductiverightsforum/.

23 J. Shin, "Stronger law against abortion sparks debate［中絶規制法強化で議論の口火を切る］," Korea Bizwire（October 12, 2016）. 次を参照：http://koreabizwire.com/stronger-law-against-abortion-sparksdebate/67900.

24 X. Symons, "South Korean doctors "protest" new abortion regulations［韓国の医師たちが新たな中絶規制に「抗議」］," BioEdge（September 2, 2018）. 次を参照：https://www.bioedge.org/bioethics/south-korean-doctors-protest-new-abortion-regulations/12789.

25 J. Seok, "S. Korea's 'black protest' movement gaining momentum for abortion rights［中絶権を求めて勢いに乗る韓国の「ブラック・プロテスト」運動］," the Hankyoreh（October 18, 2016）. 次を参照： http://english.hani.co.kr/arti/english_edition/e_national/766232.html.

26 Y. Kim & Y. Ahn, "Seeking decriminalization of abortion, women cry out "Hands off my uterus!"［中絶の脱犯罪化を求めて:「私の子宮から手を放せ！」と叫ぶ女たち］" The Hankyoreh（October 17, 2016）次を参照: http://english.hani.co.kr/arti/english_edition/e_national/766014.html Y. Do, "'Black Protests' call end to outdated abortion law［時代遅れの中絶法をなくそうと呼びかける「ブラック・プロテスターたち」］," Korea Exposé（December 14, 2017）. 以下を参照： https://www.koreaexpose.com/black-protests-abortion-south-korea/.

27 N. Young, "South Korea: Joint Action for Reproductive Justice formed and activities for 28 September［韓国：ジョイント・アクション・フォー・リプロダクティブ・ジャスティス9月28日に結成及び活動］," International Campaign for Women's Right to Safe Abortion［安全な中絶への女性の権利を求める国際キャンペーン］（Newsletter, October 10, 2017）.次を参照： https://www.safeabortionwomensright.org/south-korea-joint-action-for-reproductive-justice-formed-activities-for-28-september/.

28 S. Kwak, "Yeo-seong-deul-i 'im-sin jung-dan'eul seon-taeg-han ja-sin-ui gyeong-heom-eul i-ya-gi-ha-da（hwa-bo）"［自らの中絶経験を語る女性たち（写真撮影）］, The Huffington Post Korea（September 28, 2017）. 次を参照：https://www.huffingtonpost.kr/entry/story_kr_18124122.

29 M. Jung, "'Government distorted Pope's abortion stance［政府はローマ教皇の中絶スタンスを曲解］,'" The Korea Times（November 18, 2017）.次を参照：http://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2018/11/119_240052.html.

30 J. Jin, "Yeo-seong-ui ja-gi-gyeol-jeong-gwon-gwa pyeong-deung-han salm-eul bo-jang-han gyeol-jeong-e ul-keog"［女性の生命と決定権を保障する憲法判断にぐっと来た］, Womennews（April 19, 2019）. 次を参照：http://www.womennews.co.kr/news/articleView.html?idxno=188456.

31 S. Lee, "Korea's 65-year-old abortion ban under review［韓国における65年間の中絶禁止を検証する］," The Korea Times（May 21, 2018）. 次を参照： http://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2018/11/119_249300.html.

32 H. Choi, "66 nyeon dong-an gyeong-heom-ha-ji moshaess-deon sae-lo-un se-gye"［66年間経験してこなかった新たな世界］, Korean Lawyers for Public Interest and Human Rights（Newsletter, April 22, 2019）. 次を参照：http://hopeandlaw.org/승소소식-헌법재판소-낙태죄-조항-헌법불합치-결/.

33 C. Lee, "Abortion ban challenged at Supreme Court［最高裁で問われた中絶禁止］,"The Korea Herald（May 25, 2018）. 以下を参照：http://khnews.kheraldm.com/view.php?ud=20180524000955&md=20180527003142_BL.

34 W. Choi and H. Goh, "Him-deul-ji-man keun han geol-eum-tss-heon-jae-neun yeo-seong-ui gyeol-jeong-eul mid-eu-la-go haess-da"［大変だったが大きな一歩だった…女性を信頼せよと憲法裁判所は言った］, The Hankyoreh（April 12, 2019）. http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/889859.html.

35 G. Hwang, "[Interview] Women on Waves supports South Korea's legalization of abortion［［インタビュー］ウィミン・オン・ウェーブズ 韓国の中絶合法化を支持］," The Hankyoreh（July 6, 2018）. 次を参照： http://english.hani.co.kr/arti/english_edition/e_international/852253.html.

36 S. Yoon, “Pro-choice activists see an opportunity for change: After the rise of the Me Too Movement, feminists have taken to the streets to make abortion legal［変革の機会を眼にするプロチョイスのアクティビストたち：Me Too運動の興隆後、フェミニストたちは中絶合法化を求めて街頭デモに参加］,” Korea JoongAng Daily（November 5, 2018）.
以下を参照：http://koreajoongangdaily.joins.com/news/article/article.aspx-?aid=3055118.

37 “#Sept28 International Action Day for Safe and Legal Abortion: A performance to repeal the Article 269 of the Criminal Code of South Korea［#9月28日国際安全で合法的な中絶を求める国際アクション・デー：韓国の刑法269条を撤廃するためのパフォーマンス］”［안전하고 합법적인 임신 중지를 위한 국제 행동의 날: 269명이 만드는 형법 제269조 폐지 퍼포먼스］, YouTube video, 3:34, “Joint Action”（Oct. 2,2018）. 以下を参照：https://www.youtube.com/watch?v=NcHgCINRu0I.

38 H. Yi, “South Korea refuses to accept U.N. recommendation to abolish the death penalty［韓国 死刑廃止を求める国連の勧告を拒否］” The Kyunghyang Shinmun（March 19, 2018）. 以下を参照：http://english.khan.co.kr/khan_art_view.html?artid=201803192055437&code=710100#csidxde2b763d-86826f59cafc923f21d2143.; H. Ock, “Candle revolution: how candles led to Park’s impeachment［キャンドル革命：キャンドルはいかに朴大統領弾劾を導いたか］,” The Korea Herald（December 9, 2016）. 以下を参照：http://khnews.kheraldm.com/view.php?ud=20161209000458&md=20170812014527_BL.

39 K. Shim, “Constitutional Court shuts doors［扉を閉める憲法裁判所］,” Korea JoongAng Daily（September 20, 2018）. 以下を参照：http://koreajoongangdaily.joins.com/news/article/article.aspx-?aid=3053435.

40 “Constitutional Court to decide on abortion: The Court should listen to the voice of the people［憲法裁判所中絶に関する判断を下す：裁判所は人々の声に耳を傾けるべき］,” The Kyunghyang Shinmun（April 11, 2019）. 以下を参照：http://english.khan.co.kr/khan_art_view.html?artid=201904011106247&code=790101.

41 2017Hun-Ba127, 2019年4月11日判決. 以下を参照：https://ecourt.ccourt.go.kr/coelec/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/coelec/dta/casesrch/EP4100_M01.xml&eventno=2017%ED%97%8C%EB%B0%94127&view-Type=3&searchType=1.

42 J. Park, “The study on the issue of law about the Decision of Unconformable to Constitution as to the criminal clause around the Supreme Court ruling［最高裁判所における刑法条項の憲法不一致の判決に関する法的問題の研究］,” Gachon Law Review 5/2（2012）, pp. 1–26.

43 E. Rhee, “Abortions still being carried out in the shadows［中絶はなおも陰で行われている］,” Korea JoongAng Daily（August 5, 2019）. 以下を参照：http://koreajoongangdaily.joins.com/news/article/article.aspx?aid=3066325.

44 2017Hun-Ba127, 2019年4月11日判決. 以下を参照：https://ecourt.ccourt.go.kr/coelec/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/coelec/dta/casesrch/EP4100_M01.xml&eventno=2017%ED%97%8C%EB%B0%94127&view-Type=3&searchType=1.

45 2017Hun-Ba127, 2019年4月11日判決.

46 2017Hun-Ba127, 2019年4月11日判決.

47 S. Yoon, “After historic abortion ruling, what comes next?: With ban abolished, both sides of the issue hope voices are heard［中絶に関する歴史的な判決後、次は何が来るか？: 禁止の撤廃で両派は声が聴かれることを期待］,” Korea JoongAng Daily（April 15, 2019）.以下を参照：http://koreajoongangdaily.joins.com/news/article/article.aspx?aid=3061818.

48 H. Ock, “After ruling on abortion ban in S. Korea, what now?［韓国の中絶禁止に対する判決後、今度は何が?］” The Korea Herald（April 15, 2019）. 以下を参照: http://khnews.kheraldm.com/view.php?ud=20190412000651.

49 S. Lee, S. Byun, J. Kim, et al., “In-gong-im-sin-jungjeol sil-tae-jo-sa”［中絶に関する全国調査］,（Seoul:Ministry of Health and Welfare, 2018）.

50 The partial amendment of the Criminal Act［刑法一部改正案］, proposed by Lee Jung-mi, (April 15, 2019); The partial amendment of the Mother and Child Health Act［母子保健法一部改正案］, proposed by Lee Jung-mi, (Aprilg 15, 2019). The Joint Action for Reproductive Justice released a statement criticizing the bill of the Justice Party［Joint Actionは正義党法案を批判する声明を発行］. 以下を参照：http://srhr.kr/2019/337/.